

# 平成 2 7 年度第 2 回宮城県環境審議会

日 時：平成 2 8 年 1 月 2 2 日（金曜日）

午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 0 0 分まで

場 所：宮城県行政庁舎 9 階 第一会議室

## 1. 開 会

○司会（大森副参事）

本日はお忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。  
ただいまから宮城県環境審議会を開会いたします。  
本会は25名の委員により構成されておりますが、本日は20名の皆様にご出席の連絡をいただいております。  
ただいま井上委員のご到着ができておりますが、現在ご臨席いただいている委員の皆様の数により、環境審議会条例第6条第2項の規定による成立条件である半数以上の出席をいただいておりますことから、本日の会議は有効に成立していることをご報告いたします。

## 2. あいさつ

○司会（大森副参事）

それでは、開会に当たりまして、佐野環境生活部長からご挨拶申し上げます。

○佐野宮城県環境生活部長

皆さん、こんにちは。  
本日は大変お忙しい中、宮城県環境審議会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。  
委員の皆様におかれましては、日ごろから本県の環境行政の推進にご支援とご協力を賜っておりますことに対しまして、改めて御礼を申し上げます。  
環境をめぐる動向といたしましては、昨年末にパリで開催されましたCOP21においてパリ協定が採択されたところであり、本県といたしましても、地球温暖化防止へ向けた取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。  
さて、東日本大震災から間もなく5年が経過しようとしております。県といたしましては、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入支援や、個人・事業者向けの新エネルギー設備導入補助など、各地域の先進的なまちづくりを支援するための施策を展開しているところでございます。  
また、昨年11月に開催いたしました本審議会において報告しております「みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン」に基づき、燃料電池自動車を公用車としてこの3月に導入する予定となっております。  
本日は審議事項が2件ございます。  
1件目といたしまして、平成28年度公共用水域水質及び地下水質測定計画についてでございます。  
こちらは、毎年度、ご審議いただいております計画でございまして、本日諮問させていただき、次回の審議会で答申をいただきたいと考えております。  
2件目といたしまして、公害防止条例施行規則の改正についてでございます。  
こちらにつきましては、本日諮問させていただき、ご審議の上で、本日答申をいただきたいと考えております。  
また、報告事項といたしまして、「宮城県環境基本計画の進捗状況について（平成26年度点検評価結果）」の1件を報告させていただきます。  
本日の審議会におきましても、委員の皆様より、ご専門の見地から忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。  
本日もよろしく願いいたします。  
それでは、議事に移る前に、本日の配付資料を確認させていただきます。

○司会（大森副参事）

事前にお送りしております資料は、審1-1から5、そして、審2、報1でございます。

あわせて、本日お配りしております資料といたしまして、会議の次第と座席表、また、本日付で知事より諮問いたしました「平成28年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について」と「公害防止条例施行規則の改正について」の諮問書の写しでございます。

資料に加不足はございませんでしょうか。

なお、次第裏面の出席者名簿のところでございますが、本日ご出席いただいております大月委員の備考の欄が「欠」となっておりますが、本日ご出席いただいておりますので、その点あわせてご報告申し上げます。資料のほう、よろしいでしょうか。

それでは、環境審議会条例第6条の規定により、ここからの議事につきましては須藤会長に議長をお願いしたいと存じます。

須藤会長、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○須藤会長

かしこまりました。

それでは、皆さん、こんにちは。

年始早々から猛烈寒波に襲われて、皆さんも寒さと、それから交通障害等、大変ご苦労されているかと思いますが、これも全てが温暖化の問題ではございませんが、大きく温暖化の問題がかかわっているというふうに関心しているところでございます。

そういう中で、環境審議会をこういう寒い中でやるのもまた意義があるのかなというふうに思いますので、ぜひ本日はそういう問題についての議論はございませんが、広く環境問題をお考えいただき、本日の議題、審議事項2つと、それから報告事項1つについて熱心にご討議いただければ幸いです。

皆様方が寒い中をお集まりいただいたことをまずは感謝を申し上げまして、それでは、続いて審議に移りたいと思います。

### 3. 議 事

#### (1) 審議事項

##### ①平成28年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について(諮問) (環境対策課)

○須藤会長 最初は、審議事項でございますが、審議事項1「平成28年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について(諮問)」ということで、これを諮問いただきまして、どのようにあと討議、答申していくかというのは、その後、ご議論いただきたいと思っております。

それでは環境対策課、お願いします。

#### ○後藤環境対策課長

環境対策課長の後藤でございます。

私のほうから説明をさせていただきます。着席にて説明させていただきます。

それでは、審議事項1、平成28年度公共用水域水質及び地下水質測定計画についてを説明させていただきます。

公共用水域及び地下水の水質測定計画につきましては、水質汚濁防止法第15条、第16条の規定に基づき、国、仙台市等の関係機関と協議の上、県知事が作成することとされております。

また、同法21条の規定により、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する重要事項については、本日お集まりいただいております環境審議会に諮問し、ご意見をいただくことができるものとされております。

このことから、水質汚濁防止に関する重要事項である測定計画を、毎年この場で諮問させていただいております。

さて、測定計画案の説明に入ります前に、平成26年度の水質測定結果について、まずご報告をしたいと思います。

資料審1-3をご覧ください。

公共用水域につきましては291地点の水質測定を実施いたしました。当初

計画では292地点でしたが、1地点の減となっております。これにつきましては、湖沼の測定地点であります魚取沼において、林道の土砂崩れにより採水が困難となったため、平成26年度の水質測定を休止したことによるものです。なお、今年度は林道の補修が進んだため採水が可能となり、測定を再開しております。

2調査結果の概要ですが、(1)健康項目についてご報告させていただきます。

健康項目は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、27項目が定められております。

平成26年度におきましては、砒素、ふっ素、ほう素の3項目について環境基準を超過した地点がございました。

①砒素と③ほう素につきましては、江合川上流の鳴子ダムの中ほどに流入する大深沢で環境基準を超過しております。原因としては、上流の温泉などの地質に由来するものと考えております。

②ふっ素につきましては、迫川中流水域の鉛川で環境基準を超過しております。原因は、鉱山廃水の影響や地質に由来する自然汚濁と判断しております。

次に、(2)生活環境項目について報告をいたします。

生活環境項目は、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められております。有機性汚濁指標であるBODとCODについては、河川では59水域中全水域で環境基準を達成し、達成率は100%でございます。

湖沼では、前年度と同様12水域中1水域で環境基準を達成し、達成率は8%でした。

海域は、24水域中14水域で環境基準が達成され、達成率は58%であり、全水域での達成率といたしましては78%となっております。

全窒素につきましては、前年度と同じ類型指定海域9水域中8水域で環境基準を達成しております。前年につきましては、類型指定湖沼5水域中2水域で、類型指定海域9水域中7水域で環境基準を達成しております。

2ページをご覧ください。

続きまして、水生生物の保全に係る環境基準項目について報告させていただきます。

全亜鉛につきましては、類型指定河川18水域と類型指定湖沼9水域の全水域で環境基準を達成しております。

ノンフェノールにつきましては、平成24年8月に水生生物の環境基準として追加され、平成25年度より測定を開始しております。類型指定河川18水域と類型指定湖沼8水域で測定を実施し、全ての水域で環境基準を達成しております。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩につきましては、平成25年3月に水生生物の環境基準として追加され、平成26年度より測定を開始しております。類型指定河川18水域と類型指定湖沼8水域で測定を実施し、これも全ての水域で環境基準を達成しております。

以上、公共用水域測定結果の概要ですが、補足資料といたしまして、資料審1-4に有機性汚濁指標であるBOD、CODの環境基準点における時系列データ及び健康項目の基準超過地点における経年変化と月ごとの結果を配付させていただいておりますので、こちらもあわせてご覧いただければと思います。

次に、資料審1-3に戻っていただきまして、3ページの地下水水質測定結果についてご説明いたします。

地下水水質測定の調査ですが、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査の3つに区分され、それぞれの調査目的は記載のとおりでございます。

調査項目は、カドミウム、鉛、砒素等の環境基準項目28項目でございます。

調査地点数は、概況調査44地点、汚染井戸周辺地区調査4地点、継続監視

調査48地点のほか、継続監視調査地点の調査終了を検討するための再度汚染井戸周辺地区調査4地点を加えて、合計100地点となっております。

3の調査結果の概要でございますが、(1)概況調査では、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、並びにふっ素の3項目について環境基準を超過しております。砒素については、仙台市青葉区、宮城野区、泉区の各1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、仙台市若林区、泉区の各1地点で、ふっ素については仙台市若林区、泉区の各1地点で環境基準を超過しております。

砒素とふっ素の超過した地点については、過去を含めて、周囲に工場や事業所はなく、自然由来と判断しております。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が超過した仙台市泉区については、地域的に田畑が多く、かつては家畜もいた可能性が高い場所ということですが、聞き取り等からは推定するのが困難であったため、原因不明としております。

仙台市若林区については、広大な畑の中にある井戸であり、農業を営んでいること等から施肥由来と推測しております。

(2)汚染井戸周辺地区調査でございます。

概況調査で環境基準を超過した7地点のうち、周辺に井戸がなかった4地点につきましては調査を実施することができませんでしたが、残り3地点につきましては、周辺井戸の調査を実施し、環境基準の超過がないことを確認しております。

(3)継続監視調査ですが、33地点で表にしました項目で環境基準を超過いたしました。概況調査及び汚染井戸周辺地区調査で環境基準が超過した地点につきましては、地下水の利用形態を考慮した上で、次年度から継続監視の調査対象に加えるなどしてまいります。

なお、環境基準を超過した井戸については、飲用しないように指導しております。

再度汚染井戸周辺地区調査についてですが、この調査は、一定期間連続して環境基準を満たした継続監視調査地点の調査終了を検討するため、周辺地下水調査を実施するものです。

平成26年度は、鉛が3年以上連続して環境基準に適合している角田市笠島の継続監視調査地点において、周辺井戸を含め4地点で調査を実施しました。

その結果、全地点で環境基準以下でありましたので、継続監視調査を終了いたしました。

続きまして、資料審1-5の1ページをご覧ください。カラー印刷でA3横のものです。

こちらの資料は、前回の環境審議会で机上配付させていただいたものと同じものですけれども、簡単に内容について説明させていただきます。

現在、環境省においては、福島第一原発事故由来の放射性物質などの汚染状況及び推移を把握するため、福島県を中心に公共用水域における水質、底質、周辺環境のモニタリング調査を実施しております。

上段の表は、宮城県内の過去の測定結果を年度ごとにまとめたもので、色塗り部分は、これまで測定されたセシウム134、またはセシウム137の最高値を示しております。

下段のグラフは、測定地点ごとのセシウム134とセシウム137の合計値を、ページ一番下に参考という形で記載しておりますが「放射能に関する主な指標」、これを参考にしまして、濃度範囲別に分け、地点数の割合を四半期ごとに色分けして表示したものであります。このグラフからは、高濃度を示す地点が減少していることがわかるかと思えます。

続いて2ページ目をご覧ください。

2ページ目は、阿武隈川流域での放射性物質濃度及び空間線量率の推移を示したものです。

少しずつですが、こちらからもセシウム濃度が減少しているという傾向が見

てとれると思います。

3ページ目になりますが、こちらについては、県内の測定地点を示したものであるということになっております。

平成26年度の公共用水域及び地下水の水質測定結果、及び環境省による宮城県内の公共用水域における放射性物質のモニタリング調査結果についての報告は以上でございます。

続きまして、平成28年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について説明をさせていただきます。

詳細な測定計画案につきましては、資料審1-2に示しておりますけれども、資料審1-1にその概要をまとめておりますので、主にこちらで説明をさせていただきたいと思っております。

では、資料審1-1をご覧ください。

1目的につきましては、先ほど冒頭で説明したとおりでございます。

2計画の内容でございますが、公共用水域水質測定計画総括表をご覧ください。

測定水域数は、河川73、湖沼35、海域24の132水域。測定地点数は、河川142、湖沼37、海域114の293地点。総検体数は3,252検体で、平成27年度計画より12検体増加しております。

平成27年度計画との主な変更点ということでここに挙げておりますが、1つ目でございますが、河川・湖沼・海域における環境基準点を除いた補助点等の1,4-ジオキサンの実施件数を削減しております。こちらの詳細につきましては、資料審1-2の5ページをご覧くださいと思います。A3横の長いものです。

表上段に測定項目が書いてございます。この中央部に健康項目の欄というものがありません。字が細かいですが、この健康項目欄の一番右側に1,4-ジオキサンの項目が入っております。こちらを縦に見ていただくと、塗りつぶし部分があるのがわかるかと思いますが、この左側の地点に対応しているところが項目を削除した地点ということになります。

この資料では、7ページ、8ページにも同様に縦の塗りつぶしがあります。

この項目削除地点につきましては、平成22年度から平成26年度まで、これまで5年間調査してきたわけなんです、この調査結果が全て検出下限値未満といった地点を選択したものでございます。

それでは、また資料審1-1に戻っていただきます。

主な変更点の2つ目として、新規測定地点の追加を行うこととします。

新規測定地点図につきましては、この中段の地図に書いておりますが、類型指定はされていないんですが、名取川に流入しております旧策川というところがあるんですが、ここに測定地点を新たに1カ所設定しようとするものです。

測定項目、回数につきましては、こちらについては、また資料審1-2、A3横のものですが、6ページのところを見ていただきたいと思います。

6ページに中段のやや下に横一列に塗りつぶしの形で黒っぽく入っておりますけれども、ここが今回新たに追加した旧策川の平成28年度の測定計画、年間の測定回数なり測定項目などがここに記載されております。

以上2点が測定計画の主な変更点となります。

次に、地下水質測定計画総括表をご覧くださいと思います。

概況調査44地点、継続監視調査49地点の合計93地点で水質測定する予定でございます。

平成27年度計画と比べますと、継続監視調査によって1地点増加となっております。

3測定機関につきましては記載のとおりでございます。これら関係機関と、昨年12月2日に打ち合わせを行いまして、計画案を作成しております。

審1-1裏面をご覧くださいと思います。

4 測定項目につきましては、公共用水域は平成27年度と同様に、カドミウム、全シアンなどの環境基準の健康項目27項目と、水素イオン濃度、溶存酸素量などの生活環境項目12項目、クロロホルムなどの要監視項目26項目、その他9項目としております。

地下水は、カドミウムなどの環境基準項目28項目、クロロホルムなどの要監視項目24項目及び水素イオン濃度としております。

5 測定方法につきましては、記載の公定法により実施いたします。

6 測定結果の公表につきましては、宮城県が各測定機関の測定結果を取りまとめ、環境白書やホームページ等により公表することとしております。

なお、速報値については随時ホームページにて公表してまいります。

平成28年度公共用水域及び地下水質測定計画についての説明は以上でございます。

今後のスケジュールとしまして、本日諮問させていただいた後、2月に須藤会長を委員長として学識経験者や行政機関職員、8名の専門委員で構成されております水質専門委員会においてご意見を賜りまして、3月の環境審議会において答申をいただければと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○須藤会長 どうも後藤課長、ご説明ありがとうございました。

それでは、最終的には水質測定計画の細かいことについては、今のお話のように、専門委員会が設置されていまして、私が所管をして委員の先生方からご意見を賜って、その成果について次の審議会に報告をするという段取りになっておりますが、特に、今の課長のご説明のように、昨年度のいろいろなものがありましたし、放射能の測定結果についてのご説明というものもございました。委員の先生方、大変関心の深いものもあると思いますので、測定計画だけではなくてよろしゅうございますので、今日のお話のあったもの全てについて、どうぞご議論なり、それからご意見など承りたいと思います。どうぞお願いいたします。

細かいところになると、数字ばかり並んでいて。どうぞ。

○石澤委員 今のご説明で1, 4-ジオキサンの測定実施の削減のことについては、理由をいただきましたけれども、そのほかの追加する、例えば、旧笹川を追加するという理由について。

○須藤会長 旧笹川をどうして追加するかということですね。

○石澤委員 はい。そういうことをお話しただかないと、審議しようがない。

○須藤会長 どうぞ。

○後藤環境対策課長 この旧笹川というのは、先ほどの地図をちょっと見ていただくと、左側のほうに斜めに笹川という川になっておりまして、これは昭和40年代あたりに河川改修工事があるって、真っすぐにここは名取川に出るようにしたということで、その下流部の昔の残ったところがこの旧笹川ということになっていたようなんですが、旧笹川という形で残ったんですが、現実には上流域からいっぱい流れ込んでいて、地図上でもわかるとおり、名取川にも流入しているということで、この地点を管轄しています仙台市さんのほうで、やはり、何らかの名取川に対する影響があるのではないかということで、実は平成20年度あたりから監視はしてきたという話を伺っております。

また、今回、正式に公共用水域の測定地点に入れて、はっきり市民の方々にも市として、こういう旧笹川でも水質を監視しているということをはっきり示したいという意向があって、来年度の計画から正式に調査地点ということでここを入れたいという、そういう意向で入れるものです。

○須藤会長 なぜ入れるかということは前々からやっていたんだけど、これをさらに加えてモニタリングしたいと、こういうことのようにございますので。

どうぞご質問。

○石澤委員 1, 4-ジオキサンのことについては、理由としては、平成22年度から5年間未検出であったと。だから落としていいというか、そういう、こちらの委員（水質専門委

員会) のところでご議論を当然いただいているんだというか、あるんだとは思うんですけれども。

○須藤会長 これは、今回まだ付託されていませんから、今回これで細かいところまで見てみなさいというお達しをいただければそのようにいたします。5年間ないというのは事務局の判断ですよ。

○石澤委員 こういう環境調査というのは、ないからやめるというのは納得はちょっとできない。もともとここで測定された理由ということもあるかとは思いますが、その辺、専門のことだから、ご審議いただければと思います。

○須藤会長 わかりました。もう少し速やかに専門委員会で議論いたしますが、私はもともと環境省で、この環境基準のスタートからこまごましたところまでずっと続けてやってきました。

ないからやめるということではなくて、モニタリングというのは、いつどうして起こるかということで国民へのリスクを少しでも下げするために、ゼロだからやらないということではなくて、これは環境基準になっているということは、どこかでそれが危ないということであったから基準になっているんですね。ただ、宮城県の中ではそれはなかったというだけのございしますので、なぜ5年間なかったらやめていいかどうかというのは、結局はモニタリングというのは予算が結構かかるんです。1, 4ジオキサンについても結構かかるんですね。なので、5年間で1回もなかったらずっとやめるのではなくて、5年おきにやったらいいだろうとか、そういう意味でございまして、モニタリングというのはいついかなるときに検出されるかわかりませんので、基準の枠組というのは健康項目の中に27項目ありますので、この27項目を丁寧に全部これだけのものを測っていくと相当のお金にもなります。そういう意味では、少し重点的にということで、もともとは全部測っていたんですが、宮城県の予算が厳しいのでどうしたらいいかということで少し省略をさせていただいたということでございまして、環境対策課、いいですか、この説明で。

○後藤環境対策課長 直接的にはそういう経費的な問題もあるということなんですが、今回、選んだ地点は過去1回も検出下限値未満ということで、全然検出されていない地点のうちから、それを全部やめるということではありまして、そのうちから環境基準点として基本になる地点は依然としてやるという前提です。その間に補助地点とか、その他の地点でも測っているところがありますので、そういうところはちょっと一旦休んでみると。

ただし、環境基準点でまた数値上出るようなことがあれば、基準を超える・超えないにかかわらず、数値として分析されるようなことがあれば、その前後の補助点は復活させる方向では考えてはおります。

○須藤会長 毎年毎年チェックをしながらやっていきたいと思っておりますので、いつの間にかあそこがたくさん出ちゃって放りっ放しになるかなということはないように努力をいたしております。

ほかの委員の先生、いかがでございましょう。

この議題って割と見にくいし、議論しにくいのを私はよく承知しておりますが、さっきの放射能のやつとか、皆さん不思議に思いませんか。放射能もそうですけれども、湖沼が達成率8%で、川が100%で、海域が58%とあるじゃないですか。我が県の川はきれいですが、湖はものすごく汚いということなんですね。8%って、多分、これは47位を茨城県と争っていると、ラストを。これは私、大変恥ずかしいことだと思っています。それなので、ここを何とか改善しなくちゃいけない。これ自身、モニタリングをするのが目的ではなくて、そういうことを見て、今後どうしたらいいかという水環境施策を講じるための基礎資料にしないといけないのかなと思います。

どうぞ。

○青木委員 1件、その件に関してちょっと私は専門外なのでお聞きしていいのかわからなかったのですが、BODとCODの湖沼が非常に達成基準が悪いということで、何らかの対策をこれまで行ってきてこうなっているのか。または、対策は特にやっていないのかというのがよくわからないのと、それから、資料審1-4で川とか



海域については時系列のグラフが出ているんですけども、湖に関してはこういうデータはあるはずだとは思いますが、グラフにされていない何か理由があるのでしょうか。

- 須藤会長 これは私が答えちゃいけませんから、環境対策課に。質問の意味はわかりましたね、今の。
- 後藤環境対策課長 はい。まずこの時系列データのほうで、4ページのところについては迫川・江合川の傾向ということなんです、その右側の伊豆沼、長沼という形で湖沼の部分も入っています。そういう形で、流域ごとの形ということで全部入ってくるのではないかと思うんですが。
- 青木委員 わかりました。
- 須藤会長 だけれども、湖沼は2カ所ではないんですよね、そういうことですよね。
- 後藤環境対策課長 あと個別の湖沼の対策ということなんです、宮城県としてやっているのは釜房ダムが湖沼水質保全特別措置法というものがある、これは釜房ダムの上流域での流入水対策ということで、これは長年事業を行っているところであります。
- その他、伊豆沼についても水質改善の対策ということで伊豆沼の水質改善のためのいろいろな調査研究をやっているという形はございます。
- だから、全部の湖沼で何かやっているかといわれれば、まだそれはないです。
- 青木委員 そういう意味で、何らかの対策を行われた結果としてそれなりの成果が出ているということはあるのでしょうか。
- 後藤環境対策課長 釜房ダムなんです、事業が始まったのが昭和の、かなり公害問題とか出て水質が悪かった時期にそういうふうな事業が始まったわけなんです、その事業開始当初は非常に効果が見られて、水質的にもきれいになったという経過はあるんですが、どうしても閉鎖性水域というのはある一定のレベルに下がるとそれ以上下げるとするのは非常に難しいという、そういう状況がありまして、現在の状況は横ばいというような形で推移していると、そういうふうな格好になっております。
- 青木委員 わかりました。
- もう1つだけ、時系列のグラフで、太い横線があるんですけども、この横線はどういう意味ですか。
- 後藤環境対策課長 これは環境基準の数値を示しているものです。
- 青木委員 そうですか。
- 後藤環境対策課長 これを下回ると達成しているという。
- 青木委員 そうすると、例えば、環境基準の数値として途中でがたっと下がっているようなことがあるんですけども、これは環境基準が変わったという。
- 後藤環境対策課長 そういうことになりますね。
- 青木委員 わかりました。どうもありがとうございました。
- 須藤会長 では、佐々木委員、どうぞ。
- 佐々木委員 全くの素人なので、勘違いの質問かもしれないんですけども、私が何年前にこの委員会で湖沼の達成率がとても低いのではないかとということで質問させていただいたんですが、その後ちょっと考えてみたら、伊豆沼とかは白鳥が来たりとか、いろいろな自然の生物が自然に生きている状況なわけですよね。ですから、きれいにすればいいんだというものでもないんじゃないのかなというふうにそのとき思ったんです。
- だから、今の状態がそういう自然の、白鳥が来たりいろいろな生物が健康に生きている状況なのであれば、ある意味、きれいにしちゃったらそういうものが住めなくなってしまうようなこともあるのではないかと思うので、このBODとかというのは有機物の、ということなので、必ずしもそれを徹底して下げてしまう必要はない場合もあるのではないかなと思ったんです。
- ですから、今の白鳥が来たりするような状況を壊さない範囲というのはどういうレベルのものかというのを考えてきれいにしてほしいなと思いました。そういうことを考えての基準なのかどうかはちょっとわからないので。
- 須藤会長 おっしゃられるとおりで、そのCODとかBODというものが、全てがものすごくき

れいな数値に決まっているわけではなくて、4段階なり5段階なりで伊豆沼の場合だとCODでいうと5までいいんですから、釜房が1ですから釜房の5倍ぐらいまで汚れてもいいというわけではないんですけども、そういう基準なんですね。それなので、それぞれの湖に応じて利用形態と、それから水質の過去の水準に応じて決めてはあるんですが、それにしてもこれが当てはまっていない。そういうような観点からしても下がっているんですね。

これは私個人の意見もかなりあるんですが、今のような意見を踏まえて、特に伊豆沼とか、そういう地域にある水域については環境基準をこの審議会で決めると、国が決めるとはなくて、国は枠だけ決めてと、そういう方向も出ていますので、私も努力していますから、今度は、湖についてはどのぐらいの基準ならいいんでしょうかねとか、どうい基準ならいいですかねという議論を、すぐはできないけれども、3年か5年後ぐらいにはできるようにしたいと心がけていますので、もう少しお待ちください。

今は全国一律なんです。北海道の湖も宮城の湖も、それから沖縄の湖も。そうすると、やはり、いろいろ矛盾があるんです。なので、全国一律からもう少し地方分散を図った環境基準をつくっていきたいというのが私個人の願いであります。これ約束はできませんが、そういうご報告も出ていますので、ぜひ期待していただきたいと思います。

ほかにいかがでございますでしょうか。末委員、どうぞ。

**○末委員** 審1-3の平成26年度公共用水域・地下水の水質測定結果についての3ページの地下水水質測定結果のところで、3番の調査結果の概要で、(3)の継続監視調査、そのところで、平成26年度、平成25年度の基準超過が27地点から35地点に上がっていますね。先ほど、これの対策として「井戸水を飲まないように指導している」ということをおっしゃったんですけれども、それだけではやはり、この点、多分来年度は、平成27年度はまた増えているのかなという感じがしなくもないんですけれども、それについてどのような対策案を考えているのでしょうか。

**○須藤会長** ぜひそれをお答えください。前回は質問あったんですけどもね。

**○後藤環境対策課長** これの調査対象としている井戸なんですけど、現時点、個人宅の井戸が全部という格好になりますので、飲用水としては大体水道とか引いている方がほとんどで、併用しているような方がほとんどです。

ですから、そういうような場合、使用することは構わないけれども、飲用には絶対しないてくださいというような指導をします。

あと、個人宅の井戸ですから、個人で何か浄化対策をしろとかですね、そういう指導は、なかなかお金がかかるわけで、それはちょっと現実的ではないので、こういうふうに継続して監視して、何年かは、例えば3年連続クリアできたらそこは解除していくとか、そういう格好で今まで運用してきているという経緯であります。

**○須藤会長** モニタリングしながら様子を見るということですね。よろしいですか。ぜひ次年度もよく見てくださいね。よろしいですか。

**○吉岡副会長** 私のほうから再度確認なんですけれども、先ほどのご質問にございましたジオキサンを対象から外すという点なんですけど、これは県内の特定事業者、特定排出事業者との観点から、測定対象として含むべきかどうかというのは何かご議論なされたんだと思いますので、その辺についてどういう状況なのかということ、もし今お手元があれば、お答えいただきたいということと、その外す理由について、特定事業者との関係がどうなっているか。もともとこれが項目に加わったというのは、その辺のところから加わっておられると思いますので、ですから、その辺のところ精査をきちんとしていただいて、それでこの対応をしていただきたいというふうに思っております。

**○須藤会長** どうぞ。もちろん調べてあるよね。

**○吉岡副会長** 例えば、これを項目から外すというときに、県内特定事業者がおられないのであれば、そもそも出てくる可能性というのは極めて低いと思います。でもそれが、特定事業者がいろいろなところにおられて、そのために監視が必要なのか、必要がないということなのか。また排出する事業者のところに対してきちんとした管理・マネジメント

トを県のほうが指導されるというのであれば、そこは監視項目から外すという理由にはなろうかと思うんですね。その辺のことも含めて、もし資料があればご説明いただきたいという趣旨の質問です。

○須藤会長 ありがとうございます。もし今すぐ手に入らないのであれば、これはもう1回やりま  
すので、今のようなご指摘、大変重要なので、これは一番新しい環境基準ですから、そ  
のときに調べているはずなんですよ。どこに使用者がいて、いないのではないという  
ことは出ているし、公共用水域もずっと調べてきているわけですので、そうしたら次回  
に報告してください、今の特定事業場等の関係。

○後藤環境対策課長 はい。今手元にちょっとデータ等持ち合わせていないので、次回までにま  
とめてわかるように報告させていただきます。

○須藤会長 そのようにさせていただきます。

それでは、この議題はこれで、今申し上げたように、いろいろ出た問題を再度議論い  
たしまして、測定計画を水質専門委員会で議論させていただいて、その成果を次回に報  
告することとさせていただきますと思います。

## ②公害防止条例施行規則の改正について(諮問・答申) (環境対策課)

○須藤会長 それでは、審議事項2「公害防止条例施行規則の改正について」です。

では、諮問、答申、合わせてよろしくお願ひします。それではどうぞ。

○後藤環境対策課長 それでは、引き続き私のほうから審議事項の2番目を説明させていただきます。

資料審2をご覧ください。

工場、事業場から公共用水域に排出される汚水等については、基本的には水  
質汚濁防止法により規制されますが、各種の実情に合わせて、条例により規  
制対象施設を追加する横出し規制を行うことができるとされております。

宮城県では、公害防止条例により汚水等に係る特定施設を9種類指定して  
規制対象としており、その排水基準値については、法の基準値を準用する形  
で規制を行っております。

今般、法の排水基準値の改正が行われたことから、あわせて条例基準値の  
改正が必要となっておりますが、公害防止条例第15条の規定により、条例  
の規制基準を変更しようとするときは、環境審議会の意見を聞かなければなら  
ないとされていることから、本日諮問をさせていただくものです。

法改正の内容でございますが、水質汚濁防止法においてトリクロロエチレン  
の排水基準値が0.3ミリグラム/リットルから0.1ミリグラム/リッ  
トルに改正され、平成27年10月21日から施行されております。

この改正を受けて、公害防止条例施行規則に定めるトリクロロエチレンの  
基準値を、資料審2の3ページに新旧対照表を載せておりますが、この表の  
とおり、0.3から0.1に改正しようとするものです。

条例による横出し施設を有する事業場の数については、資料2ページにま  
とめております。

これらの施設の中で、現在のところ、排水中にこのトリクロロエチレンを  
排出する事業場はなく、今回の条例施行規則改正で直ちに影響を受ける事業  
場はございません。

公害防止条例施行規則の改正についての説明は以上でございます。

この件につきましては、本日諮問をさせていただき、即日答申をいただ  
ければと考えております。お認めいただいた場合は、速やかに規則改正、公布  
を行いたいと考えております。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○須藤会長 どうもご説明ありがとうございました。

国の基準が変わったら、こちらの宮城の基準が緩ければ、それに当然合わせるという

のが当たり前の話でございますし、もし合わせなかったら違法になってしまいますので、これは議論するまでもなく、このとおりに決定をさせていただいて、直ちに答申したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

こういうものというのは、国の行政が変わればまた県の行政が変わる。県の行政が変われば国の行政が変わるといのはしようがないんですね。さっきの資料でもいわれていることもあったんですけども、刻々と変化する科学的な知見に基づいて、基準というのは甘くなるよりは厳しくなりますから、そうすると県の基準も当然厳しくなると、こういう動きになると思っております。

ということで、今のお通り、これは答申をさせていただきたいと思っております。よろしいですね。

それでは、そのとおりにさせていただきます。

## (2) 報告事項

### ①宮城県環境基本計画の進捗状況について（平成26年度点検評価結果）（環境政策課）

○須藤会長 続いて、報告事項に入りまして、「宮城県環境基本計画の進捗状況について」、ご説明願います。

○横田環境政策課長 環境政策課の横田でございます。私のほうからご説明させていただきたいと思っております。

申しわけありませんが、座らせていただいております。

それでは、報告事項1「宮城県環境基本計画の進捗状況について」ご説明させていただきます。

資料の報1をご覧くださいと思っております。

この資料につきましては、先日、委員の皆様方にお送りしました「平成27年度版宮城県環境白書」の抜粋でございます。

現在の宮城県環境基本計画では、毎年度施策の進捗状況の点検評価を行うこととしております。今回、平成26年度の点検評価結果がまとまりましたので、簡単にご説明させていただきます。

まず、5ページをご覧くださいと思っております。

環境基本計画では、目指す将来像として「人と自然が共生する豊かで美しい県土」と「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」を掲げております。

この将来像の実現のために、「地球環境保全への貢献」や「資源循環型社会の形成」など、4つの政策を設けており、各政策ごとに施策項目を掲げまして、これに沿って体系的に施策を展開させていただいております。

6ページの中段の表をご覧くださいと思っております。

将来像を実現するための基本的戦略といたしまして、県民・事業者の環境配慮行動を促進するという視点の「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」と、地球温暖化対策の推進や資源循環型社会の形成などの5つの個別分野を「各分野に関する重点プログラム」とする2つの基本的な方向性を示しており、対応する個別計画の実施状況を点検評価することで、環境基本計画の進捗状況を点検評価しております。

7ページをご覧くださいと思っております。この一覧表では、7つの個別計画の点検評価結果について概要を記載しております。

目標達成状況を示すマークの意味は、表の下の小さい字ですが、「※1」に記載しておりますが、「晴れ」のマークは年度目標を達成した項目であります。「曇り」は年度目標は未達成ではございますが、前年度数値から改善している項目でございます。「雨」のマークは年度目標が未達成であり、かつ前年度数値を改善できなかった項目となっております。

平成26年度は、7つの個別計画において設定した管理指標20項目のうち、「晴れ」が8項目、「曇り」が9項目、「雨」が3項目となっております。目標の

達成状況は、平成25年度実績とほぼ変わりがなく、依然として震災等の影響はあるものの、全体的には改善傾向にあるというふうに考えております。

次に、各個別計画の進捗状況についてご説明させていただきます。

8ページ及び9ページをご覧くださいと思います。

「宮城“グリーン”行動促進計画」でございます。

この計画には、管理指標が3つ設定されており、そのうち「環境配慮行動宣言登録件数」については、県民・事業者ともに目標値に達していないものの、順調に増加しております。

一方で、「環境マネジメントシステム構築事業者数」は減少傾向にあり、今後はより一層事業者への環境配慮行動の普及を図ってまいります。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。

「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」でございます。

この計画は、管理指標が「県内温室効果ガス年間排出量」となっております。震災後、温室効果ガスの排出量は一時的に減少し、年度目標を達成したものの、エネルギー使用量の増加により、今後は増加が見込まれることから、排出抑制の措置を講じることにより、着実な削減を図ってまいります。

続きまして、11ページをご覧くださいと思います。

「宮城県再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」でございます。

この計画は、管理指標が「県内における再生可能エネルギー等の導入量」となっております。

太陽光発電を初めとした企業や住宅への再生可能エネルギー導入支援等に取り組んだ結果、いまだに災害等の影響が残っているものの徐々に回復の兆しが見えていることから、今後は地域特性を生かした再生可能エネルギー導入への支援を進め、より一層エネルギー利用の効率化を図ってまいります。

続きまして、13ページをご覧くださいと思います。

「宮城県循環型社会形成推進計画」でございます。

この計画は、管理指標が「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に関するものに分かれております。「一般廃棄物」については、震災の影響により排出量が多い状況にあり、県民意識や取り組みの低下について年度目標を達成できていない状況が続いておりますことから、意識啓発や市町村の各種取り組みを継続的に支援してまいります。

14ページの「産業廃棄物」につきましては、復旧した工場事業場の産業活動の活発化等により、排出量及び最終処分率が悪化していることから、今後とも産業廃棄物排出量削減対策と適正な処理の推進に積極的に取り組んでまいります。

続いて、15ページをご覧くださいと思います。

「宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画」でございます。

この計画は、管理指標が「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」というふうになっております。

こちらにつきましては、目標を達成しております。

続きまして、17ページをご覧くださいと思います。

「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」でございます。

この計画は、管理指標が「二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率」「浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率」「自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率」「自動車からの二酸化炭素排出量の基準年（平成17年度）からの削減率」の4つとなっております。

各管理指標は、いずれも計画策定時の現況値よりも改善傾向を示しているものの、震災復興事業等の影響による車両等の増加により、自動車騒音の環境基準達成率及び二酸化炭素排出量削減率の低下が見られる状況であることから、「低公害車」や「エコドライブ」の普及促進や県内で最も交通量の多い「仙台

都市圏」における総合的かつ効果的な対策を、県民・事業者等と一体となって推進してまいります。

続きまして、19ページをご覧くださいと思います。

「宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画」でございます。

この計画は、管理指標が「清らかな流れ」「豊かな流れ」「安全な流れ」「豊かな生態系」の4つとなっております。

管理指標のうち、「清らかな流れ」については、湖沼における達成率が低位にとどまっていることにより目標値に達することができませんでしたが、その他の管理指標では目標値を達成しております。

最後に8ページに戻っていただきたいと思いますが、上段のほうをご覧くださいと思います。

「点検評価を踏まえた課題と今後の施策展開の方向性」についてでございますが、課題として、本計画に掲げる管理指標の半数以上で、震災などの影響もあり、年度目標値を達成できていない状況となっております。

今後の施策展開の方向性ですが、この本審議会でもご審議いただきました今年度末に策定する予定の新たな環境基本計画により、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」、それらの基盤となる「安全で良好な生活環境」が総合的に実現した持続可能な社会の構築に向けて、各環境分野の個別計画の一体的な推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上で、報告事項1の説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○須藤会長 どうも簡潔にありがとうございました。

これについては、恐らく委員の先生方、ご感想もあるでしょうし、それからご意見もあるでしょう。どなたでも結構でございます。ご自身が一番得意とするところだけでも結構でございますので、意見を承りたいと思います。

進捗状況をお話しされたんですね。「晴れ」が増えているんですね、結果としては。

○横田環境政策課長 基準を満たした上で増加傾向にあるということです。

○須藤会長 全体としてはそういうことですね。

○横田環境政策課長 はい。ただ、震災の影響等もございますので、数値としては達成できていない数値というものもございます。

○須藤会長 そこはその辺の言い訳が、それでいいんですけども、でも、全部震災の影響ということで逃れるというのももう5年たったわけです。

○横田環境政策課長 ここ、その説明が書いてございまして、具体的に記載させていただいております。

○吉岡副会長 皆さんに質問を考えていただいている間に、ちょっと私のほうから、専門ではないんですけども、お伺いしたいところがあります。

環境というと、とかくおとなしくしていればよくなると感じがあるのですが、それでは全然おもしろくないので、活気づかなければいけないというのがあるんですが、9ページ目のところで、環境マネジメントの件数等が出てきております。この環境マネジメントシステム構築事業者の数が減ってきているというのは、今までやっていたけれどもやめた事業者がいるのかということと、あるいはやっていたけれども、会社そのものがつぶれちゃったのかということですね。それで減少してくるんだと思うんですね。その辺がどうなっているのかということと、そもそもここで環境マネジメントシステムを構築している事業者としてカウントしたその大元ですよね。環境マネジメントというのを何をもって環境マネジメントをしているというふうにしてカウントしたとかという。そのところをちょっと聞きたいんですが。

○横田環境政策課長 この数値でございますが、環境マネジメント構築ということですから、具体的にどういうマネジメントの形があるかといいますと、まずISO14001の認証取得者というのがあります。あとはエコアクション21認証取得者、みちのくEMS認証取得者、グリーン経営認証取得者という、大きくこの4つがございまして、ただいま申し上げたマネジメントの1つ目が225、

2つ目が40、3つ目が197、4つ目が134という内訳の数値になっております。

この中で、最近の傾向といたしましては、ISO認証取得の減少が大きいという状況になっておまして、その理由といたしましては、ISOの日本のものから海外の認証機関のマネジメントシステムへ移行していくという、そういった傾向がありまして、若干減少しているという傾向が見られると。トータルとしては、数値が減っているという形になっております。

そういう状況でございます。

**○吉岡副会長** そうすると、つぶれたのではなくて、そもそもこういうことをやっているのに対して、相当手間暇がかかるということでちょっと勘弁を、と思った企業が多いと、そういう意味ですか。

**○横田環境政策課長** そうですね。独自にやられると。世界基準のほうに変えていくという。

**○吉岡副会長** いや、一緒にこれをやっていたところがつぶれたとなってくると、環境アセスメントを一生懸命やっているところがなんか、いい印象がないので、むしろこういうことをやっているところがきちんと継続して会社として存続しているというのは、ある意味非常にいい例なのかなというふうに思いますので、その辺も書き込んでいただけると、全体的にこの数が将来増えていくのではないのかなということと、ISO14000は、宮城県の企業さんには相当きついのではないかなというふうに思うんですね。そうすると、ほかの3つが評価するかどうかは別としてですけども、宮城県でそういうことを後押しできるようなEMSの取組例というものを紹介しながら、もうちょっと地元の事業者が取り組みやすいようなものをうまく県のほうでマネジメントしてやるというのがあってもいいのではないかなというふうに感じるんですけども、いかがですか。

**○横田環境政策課長** 私としてもそういうふう感じておりますので、できるだけそういう形でフォローできる機会を設けてまいりたいと考えております。

**○須藤会長** 大変なのと、それから費用の問題がありますよね。費用が非常に高いので、ISOからエコアクション21に移るとか、さらにみちのくEMSに移るとか、予算が比較的かからないところで移っていくという向きもありますけれども、さっきのはトータルだから、移った分は別に全然構わないんですね。

**○横田環境政策課長** はい。移ったものについては、それ以上減るという形にはならないです。

**○須藤会長** ならないですね。それならいいんですが、全国的な傾向から見ると、大きいタイプ、予算のかかるタイプから低いタイプのほうへ移っていくという、大きいシステムに入っているも余りメリットがないということをよく聞いております。その辺はよく業界を指導するというか、どれをやったらいいんだということを言ってほしいわけじゃないんだけれども、できるだけこれを私は、小さいところでも入れるようなシステムを紹介していただきたい。こういうふうに思います。

**○横田環境政策課長** はい。承りました。

**○須藤会長** そのほか。井上先生から。では、その次にまいります。

**○井上委員** 13ページの一般廃棄物のところで、ちょっとほかの委員会等でも話をしているところでもあるんですけども、1人1日当たりごみ排出量、3段階の評価では「曇り」マークで、確かに前年度よりちょっと減っているんですけども、多分、この目標値に対して、じゃ現状どうなのかという視点で見ると、これはかなり厳しい「どしゃ降り」マークのような状況だと思うんです。状況としては、震災の影響が非常に大きかったということはあるかと思うんですが、ただ、ちょっとこの表、これをどうしろということではないんですが、この3段階のマークだけで本当に全体を見ていいのかということが少し疑問というか、それは表示の仕方とかなのでしょうがない部分があるかと思いますが、ちょっと気になるのが、じゃこういった現状に対して、先ほど会長もおっしゃられたように、震災ということで、一言でいえばそうなのかもしれないんですが、ちょっとなかなか県のほうの具体的な方針というのが、もうかなり時間がたっているんですけども、なかなか見えてこない。やはり、重点目標に掲げたことに対して、震災の影響はありつつも、どうしてこうかというあたりがもうちょっと何か書き込まれてこない時期ではないのかなというふうに、ちょっとコメント的なところになりますけれど

も、以上でございます。

○須藤会長 今のところ、いかがですか。

○横田環境政策課長 循環型社会形成推進計画、ただいま見直しもやっている最中でございますので、担当課のほうからちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

○須藤会長 では、お願いします。座ったままでいいです。

○草刈技術補佐 循環型社会推進課の草刈と申します。

今、先生がおっしゃられましたように、やはりこのままではいけないということもありまして、来年度から宮城県の循環型社会形成推進計画を新しくしまして、第2期ということでリニューアルで計画しておりますので、その計画に基づいてしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○須藤会長 では、よろしく期待しててください。来年度に。

青木委員、どうぞ。

○青木委員

12ページなんですけど、最初に佐野部長もおっしゃられたように、COPで世界的に化石燃料の消費量を減らすというようなことが求められていて、宮城県としてもいろいろなことを施策としてやられていて大変結構だと思うんですけども、震災の後、一時的にCO<sub>2</sub>の放出量というのが県内でも減ってきたんですが、その後、徐々に増えつつあるというようなグラフが1-2-2-7に見られるんですが、これは再生可能エネルギー等導入量か、違いますね。

それで、CO<sub>2</sub>の放出量を抑える意味で、太陽光発電とかクリーンエネルギーの自動車など、いろいろなことを施策としてやられていて大変結構だと思うんです。一方で、地熱発電とかバイオマス熱利用については減少していると。将来的にも減少するような傾向にありますということで、その理由として、震災による影響とか、それから、鬼首の地熱発電所については噴気災害とか、そういったことがあるということなんですけれども、できるだけ、その再生可能エネルギーに関しましては多様なエネルギー手段を活用して、今後ともCO<sub>2</sub>を減らすような施策というものが絶対に必要だと私は思っておりますので、例えば、バイオマス熱利用の施設が震災によって被災したと。それについて、稼働縮小が起こっていることに関しましては、できるだけ県としてこういったことをもう一度復活させるような施策をできるだけ今後盛り込んでいただければと思っております。感想です。

○横田環境政策課長 ありがとうございます。

バイオマス施設関係は日本製紙関係ですよ。その辺の状況をちょっと担当課のほうからお話しさせていただきたいと思っております。

○伊藤技術補佐 再生可能エネルギー室の伊藤と申します。

このバイオマスの熱利用なんですけれども、日本製紙の被災の影響が結構大きくて、生産量も落ち込んでいるというところもございまして、こういう数字になっているというところもございまして。そ（生産量が影響）の辺のところはなかなか県としては難しいところではあるんですけども、被災しているような施設への支援は引き続きやっていきたいと思っております。

○須藤会長 それでは平吹先生、何かご意見ございませんか。総合的なことでも結構でございます。

○平吹委員 この前、新しい計画を出させていただいて、特に申し上げることはないんですけども、リニューアルして課題を抽出して取組を設定しましたので、ぜひ頑張ってくださいなというふうに考えているところです。

○須藤会長 副会長、よろしくお願ひします。

○吉岡副会長 副会長という立場よりも、別な立場で。先ほどの井上先生の廃棄物の排出が大きく増えたことに対する対策、具体的にどうするつもりだということなんですけども、実は私その辺について、今、この絡みで仕事をさせていただいておりますので、私のほうで答えることができる範囲でお答えしたいと思います。やはり、震災の影響というのは、これはかなり大きく出てきているのは間違いありません。極端なことをいえば、それがほとんどでないかなというような感じも受けているのは、これまでのデータから出てきているところでございます。

だからといって、それで全部括ってしまうのかということにはならないと思っておりますので、そのの



ところはもう1回新たに3R行動あるいは3Rのプラン、これそのものを宮城県の中でかなり短期的なところも含めてですね、もう1回作り直しましょうと。目標を再設定し直しましょうというような作業を今、現段階では入っているというところがございます。

この14ページのところには、そういうものに対しまして、こういうようなことを取り組みますというようなことが載っておりますが、これだとちょっと漠然としているので、今先ほど井上先生が感じられたように、皆さんも思われるんだと思います。

具体的に数字としてどこまでの目標を上げるかということも含めて、数字として出せる部分、出せない部分というのが当然ありますが、数字として出せる部分については、思い切った施策をこの中に盛り込んでいって、今年度中でしたか、ある程度まとめた形で皆様のほうにお出しできるのではないかなというふうに、今、鋭意作業を進めているという段階でございます。

何か逆に今、この場、この委員会がパブリックコメントをいただくようなことになるのかもしれませんが、合わせてそれじゃということでご意見も頂戴できればというふうに思っております。

何か副委員長なのか事務局なのかわからないですけれども、そういう状況でございます。

○須藤会長 いろいろな場でやってください。

予定した時間がもう少しありますが、どなたか、この問題で質問なりご意見をお持ちなら出していただけますか。

渋谷先生、どうぞ。

○渋谷委員 すみません、私全然こういう専門の立場でなく普通の人の、一般の主婦の方の意見を入れておきます。3Rのことなんですけれども、私たちの周りで「何、この3Rっていうのは」と出てくるんですよね。それで、お年寄りが、まずもっとわかりやすい言葉で表現してほしいというのが出ているんですよね。

皆さん、「リサイクル」ぐらいはわかるんですけれども、その後の「何これ」というのが出てきて、やはり目標をどこに置いたら達成できるかという、表に出てきて数字に出してしまうとおもしろくないんですけれども、もっと一般の人たちが「そうだね、やろうね」というような目標の掲げ方というはもうちょっとないのでしょうか。横文字を使えばいいという問題ではなくて、本当にもう70代以上の方は「横文字がよくわからない」とよくおっしゃいますので、それをちょっともう少しきれいに、なるべくこう、すんなりいく美しい日本語でできるようにしていただければうれしいんですけれども。

○須藤会長 これは副会長の仕事だね。

○吉岡副会長 横文字じゃないもので実はあるんですけれども、「削減」というのと「再使用」というのと「再利用」というものがあるのですが、それがなかなか定着しないというので、全部ひっくるめて「3R」というのが、どうも出ているんですね。

ですから、逆にいうと、その「3R」の横文字が浸透するような広報活動・啓発活動は必要なんだろうなど。でも、それでもわからないと言われると困るので、どうしたらいいんでしょうね。

○須藤会長 英語で使わなくても、難しい単語を使わなくても、「減らす」とか「繰り返し使う」とか、もっとやさしい日本語っていっぱいあるじゃないですか。

○渋谷委員 「削減」という言葉、嫌いなんです。

○須藤会長 「減らす」だっていいじゃないですか。「減らす」「繰り返し使う」、それから、そういう言葉を、ちょっと「リサイクル」のところはすぐに思いつかないけれども、そういうような言葉に、やさしい日本語で使ったほうが、先ほどのおばあさんみたいなこともあったんだけど、おばあさんでなくたって、子供にだって3Rどうしましょうと言ったらわかるかもしれませんので。

○吉岡副会長 今、非常に良いご意見いただきましたので、ぜひその辺でできればいいなというふうに思っています。

日本人のほうが多分、四文字熟語とか六文字熟語みたいになっていて、かえってわからなくなることもあるので、むしろ平易な言葉で皆さんの生活に馴染むような、そうい

う言葉というものがもし出せれば。

- 須藤会長 いや、ここで考えたっていいですよ、皆さんで考えても。
- 吉岡副会長 であれば、皆さんのほうからぜひご意見を頂戴したいなと思います。
- 須藤会長 考えてみれば、今のようなことをみんなで一緒に考えるようなこともあってもいいんじゃないですか、時には。次の宿題にして。
- 吉岡副会長 仙台の「ワケルくん」とかというのはかなり定着しているので、それを県が使うかどうかでもまた。
- 須藤会長 ここでみんなが合意すれば、使ってくればいいじゃないですか。県で条例を出すわけでもあるまいしということで。
- じゃもう1人、どうぞ。
- 阿部委員 すみません、今のお話ですけれども、英語じゃなくて、ローマ字と考えると、「削減」の「S」でしょう。それから、「再利用」の「S」でしょう。それから「再使用」ですね。そのローマ字と考えると、みんな「S」なんです。ちょうど3つ。
- 須藤会長 「再」がつくからね。
- 阿部委員 だから、英語っていうふうに思わないでローマ字と思うと、これは「S」で大丈夫ですよ。
- 須藤会長 「S」と言われたら困っちゃうんだよね。そうでしょう。それはさっきの渋谷委員の、横文字が「S」であれ「R」であれ。そういうのが嫌だということで、日本語で、もっと簡単に英語じゃないものでとっているんですよ。
- 阿部委員 「ワケル君」みたいに、ぱっとユーモアがあってほしいというか。
- 須藤会長 「ワケル君」ね。
- 阿部委員 「ワケル君」ありますよね、仙台市に。何かそういうふうなものがちょっと、要は宮城県知事に似てるような。
- 何かユーモアがあると、皆さんが入りやすいんじゃないかなという気がする。仙台市なんですけれども、絵はね。
- 須藤会長 真似するわけじゃないけれども、それと同じようにやったらいいんじゃないですかということのようです。
- それでは、大体予定した時間が参りまして、大変最後のほうは白熱した議論になりました。我々は別に難しいことを難しく決めるわけではなくて、決まらないことを具体的に議論できることも必要かなと思います。
- 私の役割はこの辺で終わらせていただきます。
- 委員の先生方の今日のご議論に大変感謝申し上げます。
- あとの議事進行は事務局のほうにお返しをいたします。ありがとうございました。
- 司会（大森副参事） 須藤会長、ありがとうございました。
- 以上をもちまして、本日の環境審議会を閉会させていただきます。
- なお、次回の環境審議会は3月24日午前10時からの開催を予定しております。委員の皆様には、後日、会議の開催通知を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 本日はありがとうございました。